

令和8年度社会福祉法人等指導監査実施要綱に基づき 実施する指導監査に係る実施方針及び重点事項

1 実施方針

社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設に対する指導監査は、社会福祉事業の適正な運営を確保するため、法人等の自主性及び自律性を尊重した上で、関係法令・関係通知に基づく法人運営・事業運営が行われているかを検証するものとする。

2 令和8年度重点事項

(1) 社会福祉法人運営関係

- ア 理事、評議員及び監事は法令等に定める選任要件を具備し、適正な手続きにより選任されているか検証する。
- イ 理事会及び評議員会は、法令及び定款の定めに従い、決議が適正に行われているか検証する。
- ウ 定款、現況報告書及び役員報酬基準等法令で公開・公表が義務づけられている書類が適正に公開・公表されているか検証する。
- エ 監事監査について、実質的な監査を行っているか検証する。

(2) 会計事務・資産管理関係

- ア それぞれの法人又は施設が、準拠すべき会計基準及び経理規程に基づき、会計諸帳簿を整備し、内部けん制体制を確立・機能させることで適正かつ明確な会計事務処理を行っているか検証する。
- イ 業務委託等の契約において、入札手続等の事務を適正に行っているか検証するとともに、入札とすべき契約案件を安易に随意契約としていないか検証する。
- ウ 適切な資産管理を行うことを重視し、口座残高や現金有り高と帳簿価額の整合性、簿外資産の有無等を検証するほか、日々の取引を会計伝票及び証憑書類に基づき処理しているか検証する。

(3) 施設運営関係

- ア 各施設種別の設備及び運営に関する基準を定める省令等を確実に遵守しているか検証する。
- イ 施設利用者からの預り金について、本人の希望、あるいは本人が所持金を管理することが施設の管理運営上問題となる場合にのみ預かっているか、預かる際は適切な保管及び事務処理を行っているか検証する。

(4) 施設利用者等の処遇

ア 施設利用者の処遇は、利用者の個別的、客観的事情を十分考慮し、その特性に応じた個々の処遇方針の下に、日常的な利用者の健康状況の把握等を適切に行っているか検証する。

イ 必要性の検討を行わず、安易に身体拘束を行っていないか検証する。

また、やむを得ず身体拘束等を行う場合でも、利用者、家族等に対し、詳細にその理由等を説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しているか検証する。

ウ 施設の職員による施設利用者への虐待防止等のための措置を適切に行っているか検証する。

また、虐待を発見した場合は、市町村等に速やかに通報しているか検証する。

エ 苦情への対応を苦情解決の仕組みどおり適切に行っているか検証する。

オ 事故防止対策について、職員への研修を通じて技術の向上に努めるほか、事故事例を収集・分析・周知し、再発防止に反映させているか検証する。

また、市町村等に報告すべき事故が発生した場合は、速やかに報告しているか検証する。

カ 衛生管理を徹底し、インフルエンザをはじめとする感染症及び食中毒の未然防止が図られているか検証する。

(5) 防災対策

火災、地震、風水害、津波、原子力その他の非常災害に関する具体的計画を立て、消防署や近隣施設・住民との連携を密にするとともに、防災設備・避難経路の点検整備、防災訓練等を適切に行っているか検証する。